六十九　大川信用金庫
七十　遠賀信用金庫
七十一　たちばな信用金庫
七十二　熊本信用金庫
七十三　熊本第一信用金庫
七十四　大分みらい信用金庫
七十五　都城信用金庫
七十六　高鍋信用金庫
七十七　南郷信用金庫
七十八　奄美大島信用金庫
七十九　北央信用組合
八十　釧路信用組合
八十一　古川信用組合
八十二　仙北信用組合
八十三　五城信用組合
八十四　山形中央信用組合
八十五　相双信用組合
八十六　那須信用組合
八十七　かみつけ信用組合
八十八　東京厚生信用組合
八十九　江東信用組合
九十　大東京信用組合
九十一　第一勧業信用組合
九十二　ハナ信用組合
九十三　中央商銀信用組合
九十四　巻信用組合
九十五　塩沢信用組合
九十六　山梨県民信用組合
九十七　都留信用組合
九十八　あすなろ信用組合
九十九　富山県信用組合
百　金沢中央信用組合
百一　岐阜商工信用組合
百二　益田信用組合
百三　滋賀県信用組合
百四　中央信用組合
百五　兵庫ひまわり信用組合
百六　朝銀西信用組合
百七　信用組合広島商銀
百八　とびうめ信用組合
百九　宮崎県南部信用組合
百十　鹿児島興業信用組合

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十四年一月一日から平成二十四年六月三十日までとする。

福岡県大川市大字榎津三百五番地の一
福岡県遠賀郡水巻町頃末北四丁目六番十八号
長崎県諫早市八坂町一番十号
熊本県熊本市手取本町二番一号
熊本県熊本市花畑町十番二十九号
大分県別府市駅前本町一番三十一号
宮崎県都城市上町六街区十号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町六百七十三
宮崎県日南市吾田東四丁目一番三号
鹿児島県奄美市名瀬幸町四番十八号
北海道札幌市中央区南一条西八丁目七番地の一
北海道釧路市北大通九丁目二番地
宮城県大崎市古川十日町七番八号
宮城県栗原市若柳字川北中町十一
宮城県柴田郡大河原町大谷字町向百一番地七
山形県長井市本町一丁目三番三号
福島県相馬市中村字大町六十九番地
栃木県那須塩原市永田町六番地九号
群馬県高崎市田町百二十五番地
東京都新宿区西新宿六丁目二番十八号
東京都江東区住吉二丁目六番八号
東京都港区東新橋二丁目六番十号
東京都新宿区四谷二丁目十三番地
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十九番十号
神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目三番地
新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百八十番地一
新潟県南魚沼市塩沢千百九十八番地
山梨県甲府市相生一丁目二番三十四号
山梨県富士吉田市下吉田千七百二十九番地
長野県松本市元町三丁目四番四十五号
富山県富山市大手町三番五号
石川県金沢市上近江町十五番地
岐阜県岐阜市今沢町十七番地
岐阜県下呂市森六百九十番地の一
滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号
大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
兵庫県神戸市長田区松野通一丁目三番二号
岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
広島県広島市中区西平塚町四番十二号
福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
鹿児島県鹿児島市東千石町十七番十一号

○東北地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
白河市金勝寺五一番二から同市飯沢二八番一まで	前	一五・六〇～三〇・〇〇メートル	〇・五八五キロメートル
	後	一五・六〇～三一・〇〇メートル	〇・五八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　供用開始の区間　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第二百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内四二八番から同町五斗蒔町二一二番一まで	前	一五・八〇～三五・〇〇メートル	九一・〇〇〇キロメートル
	後	一五・六〇～一〇九・〇〇メートル	〇・九四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第二百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内三五九番から同町岡ノ内三三〇番まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十六日

○東北地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号